

草津市スポーツ推進審議会に関する条例（抄）

（設置）

第1条 スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定に基づき、草津市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（任務）

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか教育委員会の諮問に応じて、スポーツの推進に関する次に掲げる重要事項について調査審議するほか、これらの重要事項に関し、必要に応じて教育委員会に建議する。

- (1) 法第10条第1項に規定するスポーツ推進計画に関すること。
- (2) スポーツの施設および設備の整備に関すること。
- (3) スポーツの指導者の養成およびその資質の向上に関すること。
- (4) スポーツの事業の実施および奨励啓蒙に関すること。
- (5) スポーツの団体の育成強化に関すること。
- (6) スポーツによる事故の防止対策に関すること。
- (7) スポーツの技術水準の向上に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

（組織）

第3条 審議会は10人の委員で組織する。

2 特別の事項を調査審議するために必要があるときは審議会に臨時委員を置くことができる。

3 委員および臨時委員は非常勤とする。

（委員）

第4条 審議会の委員および臨時委員は次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) スポーツ関係団体等により推薦された者
- (4) 草津市市民参加条例（平成24年草津市条例第21号）第8条の公募により選考する市民

（会長等）

第5条 審議会に会長および副会長を置く。

2 会長および副会長は委員の互選によつてこれを定める。

3 会長は審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（任期）

第6条 審議会の委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は特別の事項に関する調査審議を終了した時は退任するものとする。

（議事）

第7条 審議会は、委員および議事に関係のある臨時委員の総数の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。

2 審議会の議事は委員および議事に関係のある臨時委員のうち出席した者の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

（細則）

第9条 この条例に定めるもののほか審議会の運営その他必要な事項については審議会が定める。